令和８年度

大阪市浪速区役所　公用車（青色防犯パトロール車両）売払

仕様書

大阪市浪速区役所　市民協働課

仕様書

本仕様書は、大阪市浪速区役所（以下当区という）の公用車の売払に関するものである。

本売払契約に関しては、公告事項及び本仕様書の内容を熟知し、大阪市契約規則、その他関係法令を遵守すること。

（件名）

1 大阪市浪速区役所公用車（青色防犯パトロール車両）売払

（売払物品）

2　中古自家用自動車（青色防犯パトロール車両）　１台

(1) 車名（車体の形状）　三菱　アイ・ミーブ

(2) 初年度登録年月　平成 23 年８月

(3) 車検証の有効期限　令和８年８月 22 日

(4) 走行距離（ｋｍ）　１６６，４０５ｋｍ（令和８年　7月 17 日現在）

(5) 車台番号　ＨＡ３Ｗ－０１００７３９

(6) 型式　ＺＡＡ－ＨＡ３Ｗ

※エアコンが故障している。

（見積価格）

3　見積にあたり、リサイクル料金は預託済みであるため、見積価格には含まず見積すること。

よって決定者は契約にあたり、契約金額とは別に、リサイクル料金（預託金相当額：9,910 円）を納入する必要があるため、契約金額とリサイクル料金（預託金相当額）を一緒に納入すること。

（使用目的等）

4　決定後、速やかに当区指定の誓約書に必要事項を記入、押印のうえ提出すること。

なお、転売する場合、古物営業法による自動車売買資格が必要であるので、古物商許可証の写しを提出すること。

（車両の引取）

5　(1) 決定後、車両の引取については、担当者と日程調整を行い、承認を得てから引き取ること。

(2) 引取り日時については、代金納入後の平日とする。日時は代金納入後調整する。

(3) 運搬費用、再登録のための整備、手続・申請費用等はすべて買受人の負担とする。

(4) 車両の引取りに関しては、当区の指示に従い、敷地内では安全に十分気をつけること。

また、引取後の事故については庁舎敷地内・外に関わらず全て買受人の責任において処理すること。

(売払代金の納入)

6　売払代金の納入については、令和８年 12 月 25 日（金）までに、本市発行の納入通知書により納入すること。

(車両引取に係る書類の交付)

7　車両引取に係る次の書類は、各種手続きが終了し、代金の納入が確認された後に交付する。

当区が各書類を交付した際には、当区指定の受領書（別紙１）を提出すること。

(1) 譲渡証明書

(2) 委任状

(3) 自動車検査証

(4) リサイクル券

(5) 自動車損害賠償責任保険証明書

※見積前に車両引取に係る書類を閲覧したい場合は、担当者に申し出ること。

(車両保管場所)

8　大阪市浪速区役所　地下駐車場（高さ制限：2.1 メートル）

大阪市浪速区敷津東１－４－20

(引取期限)

9　令和９年１月 15 日（金）午後４時 30 分まで

(物品の下見)

10　見積り希望者は当該物品の下見を必ず行い、持参した「物品買受申込書（別紙２）」に当区担当者の確認印を受けること。確認印のない見積りは無効とする。

日時：令和８年 11 月 19 日（木）・20 日（金）　午前 10 時から午後４時

場所：「８　車両保管場所」に同じ

※下見を行う場合は、事前に担当者に連絡すること。

(注意事項)

11　(1) 見積り参加を希望する者は必ず現場で現物を熟覧のうえ、申込金額を見積もること。

(2) 決定後の車両についての苦情などは一切認めないので、下見時によく確認すること。

(3) 本件譲渡にかかる費用については買受人の負担とする。

(4) 引取期限内に必ず引取りを完了すること。

なお、正当な理由なく履行しないときは、本市契約規則第 61 条を適用し、本契約の解除を行う。

(5) 引取りに際しては、物品引取時間等について事前に担当者と詳細な打ち合わせを行い、その指示に従うこと。 引取りの際は、安全に十分留意し、当区の業務を妨げないこと。また、施設及び設備に損傷を与えた場合については全て買受人の責任において現状復帰すること。

(6) 名義変更手続、自賠責保険手続等は、買受人自らが自らの負担で行うこと。

(7) 本売却契約後の物品の保管については、買受人の責任とし、その物品については災害、盗難などによる事故が発生しても、本市はその責任を一切負わない。

(8) 引取後の車両の故障・事故等については、本市はその責任を一切負わない。

(9) 本売却契約後、物品保管場所及び搬送中に発生した人身事故等については、買受人の責任とする。

(10) 売却物品を不法投棄又は不法焼却しないこと。

(11) 本仕様書について疑義のあるときは、必ず見積前に担当者に問い合わせ、指示をうけること。決定後の異議申し立ては一切認めない。また、契約後においては、事情の如何を問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。

(問合せ先)

12　大阪市浪速区役所市民協働課（市民協働）

〒544-8501　大阪市浪速区敷津東１－４－20

電話　０６－６６４７－９７３４

FAX　０６－６６３３－８２７０

担当：角野・古川

大阪市浪速区役所公用車（青色防犯パトロールカー）売払に関する注意事項

今回の見積については、次の事項について十分注意し、見積に参加してください。

○ 本見積に関し、転売を目的で参加される場合は、古物営業法による売買資格が必要となりますので、見積書類とともに許可書の写しを提出いただき、確認させていただきます。

○ 国外へ転売する場合は、販売先の属する国の法律等を遵守してください。

大阪市浪速区役所所管公用車（青色防犯パトロールカー）に関する基本性能

（1）車名（車体の形状）	三菱　アイ・ミーブ
（2）車台番号	ＨＡ３Ｗ－０１００７３９
（3）形式	ＺＡＡ－ＨＡ３Ｗ
（4）原動機の型式	Ｙ４Ｆ１
（5）自動車の種別、用途等	軽自動車　乗用　自家用
（6）乗車定員（人）	４人
（7）車両重量（kg）	１，１００kg
（8）車両総重量（kg）	１，３２０kg
（9）定格出力（kw）・燃料の種類	２５．０kw・電気
(10) 規格（長さ・幅・高さ）	３３９cm・１４７cm・１６１cm

別紙１

令和　　年　　月　　日

大阪市契約担当者
大阪市浪速区長　武市　佳代　様

住所又は事務所所在地
フ　リ　ガ　ナ
商 号 又 は 名 称
フ　リ　ガ　ナ
氏名又は代表者名
生　年　月　日　　年　　月　　日生

受領書

私は、次に掲げる車両引取りに係る書類について受領しました。

１　譲渡証明書

２　委任状

３　自動車検査証

４　リサイクル券

５　自動車損害賠償責任保険証明書

以上

別紙２

物 品 買 受 申 込 書

令和　　年　　月　　日

大阪市契約担当者

大阪市浪速区長　　様

本店又は支店の所在地

商号・名称又は支店名
代表者役職・氏名又は受任者役職・氏名　　㊞

下記について関係法令・貴市関係規定を守り公告事項・別紙仕様書・明細書及び注意事項を確認のうえ、次の金額で申し込みます。

	十億			百万			千			円
金額										

記

案件名称	大阪市浪速区役所公用車（青色防犯パトロール車両）売払
代金納付期限	令和 ８ 年 12 月 25 日
引取期限	令和 ９ 年 １ 月 15 日
現品所在地	大阪市浪速区敷津東１丁目４番20号　浪速区役所地下駐車場
保証事項	入札保証金　免除 契約保証金　契約金額の100分の10以上

下見日時　　令和　　年　　月　　日　　時～　　時

提出期限　　令和 ８ 年 11 月 27 日　　午後５時

提出場所　　大阪市浪速区役所市民協働課

主管局立会者
㊞

（次面参照）

注　意　事　項

１．この申込書は提出期限までに大阪市浪速区役所市民協働課に提出すること。

２．申込者はその提出した申込書の書換え、引換え又は撤回することができない。

３．合計金額に円未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

４．個人は本人、法人は代表者（受任者を設けている場合は受任者）、又はそれぞれの委任状を提出し確認をうけた代理人が記名押印すること。

５．下見立会者印のない見積りは無効とする。

６．申込金額には、取引にかかる消費税及び地方消費税分を含むものとする。

７．買受人は契約担当の指定する期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。指定期限までに納付できない場合は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第32条第３項の契約締結の手続きを怠ったとして、買受の決定を無効とする。

ただし、売払代金が即納されるときは、契約保証金を免除とする。

８．正当な理由なく浪速区長が指定する期限までに契約を締結しない場合は、買受金額の100分の３に相当する違約金を徴収する。

９．大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした見積りとみなし無効とする。

10．受注者は契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条第１項第10号に該当するとして、その者に係る見積りは無効とする。

暴力団等の排除について

(1) 申込者はこの契約の見積り及び履行にあたり暴力団員等から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに、この契約に係る当該事務事業を所管する担当課長へ報告するとともに警察への届出を行わなければならない。

(2) 申込者は(1)に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う調査及び捜査に協力しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

1　本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注　「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2　本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1)　大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

(2)　神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3　本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4　物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電　話：０６－６６１５－７９６５

特記仕様書

（条例の遵守）【5 条関係】

第 1 条　受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6 条 2 項・12 条 2 項関係】

第 2 条　受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7 条 2 項関係】

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17 条 4 項関係】

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21 条関係】

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

第６条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪市浪速区役所総務課（連絡先：06－6647－9977）に報告しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記事項

1　暴力団等の排除について

(1)　発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

(2)　発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

(3)　受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(4)　受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

　また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(5)　第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(6)　受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

　また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(7)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(8)　受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(9)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2　誓約書の提出について

　受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
 ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
 https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。